

木造建築物用接合金物認定規程

(目的)

第1条 本規程は、木造建築物用接合金物の認定に関し、必要な事項を定めることによりその普及を促進し、もって木造建築物の構造上の安全性向上及び耐久性向上に資することを目的とするものであり、認証業務品質マニュアルに基づく個別認定規程として定めるものである。

(定義)

第2条 本規程において、次の表の(い)項に掲げる用語の定義は、(ろ)項に掲げる定義とする。

用語(い)	定義(ろ)
承認	申請された接合金物が、第9条に規定する接合金物規格に定める品質・性能に適合していること及びその製品を安定的に生産・供給する体制が整備されていることを確認し、承認書を発行して当該製品の流通に際して認定マークの使用を承認することをいう。
同等認定	第9条に規定する接合金物規格に定められた規格金物と同じ機能・用途に用いる申請接合金物に対し、当該規格金物に定めたのと同様以上の品質・性能を有すること及びその製品を安定的に生産・供給する体制が整備されていることを確認し、認定書を発行して当該製品の流通に際して認定マークの使用を承認することをいう。
性能認定	申請された接合金物及び防せい防食処理が、その用途に応じて必要とする品質・性能を有すること及びその製品を安定的に生産・供給する体制が整備されていることを確認し、認定書を発行し、その性能値を認定すると同時に、当該製品の流通に際して認定マークの使用を承認することをいう。
認定	承認、同等認定及び性能認定を総称する用語で、それらのすべて又はいずれかをさす。
接合金物	木造建築物の継手・仕口に用いる機械的接合の役割を担う部品で、鋼材その他の材料からなるものをいう。
申請品	承認、同等認定、性能認定を申請しようとする接合金物又は防せい防食処理をいう。
認定品	承認、同等認定又は性能認定が行われている接合金物又は防せい防食処理をいう。
接合金物規格	第9条の規定に基づき制定する木造建築物用接合金物の規格をいう。
接合金物試験法規格	第9条の規定に基づき制定する木造建築物用接合金物を用いた接合部の強度性能を明らかにするための試験方法をいう。この試験方法には、計測データの評価方法を含む。
接合金物の防せい防食性能同等性試験法規格	第9条の規定に基づき制定する接合金物の防せい防食性能の同等性を明らかにするための試験方法をいう。
ねじの耐ゆるみ性能試験法規格	第9条の規定に基づき制定するねじの耐ゆるみ性能を明らかにするための試験方法をいう。
接合金物規格委員会	第19条の規定に基づき設置する接合金物に関する規程・規格・基準の

		制定又は改正するための審議を行う委員会をいう。
接合金物審査委員会		第 19 条の規定に基づき設置する接合金物に関する認定を行うための審査を行う委員会をいう。
品質		製品品質（材質等）、生産体制品質（工場での製造・品質管理状況）及び供給体制品質（出荷管理状況（製品品質の確認含む）、苦情処理への対応）をいう。
品質管理帳票		材質証明書、原材料受入れ検査表、外注加工受入れ検査表、購入部品受入れ検査表、製品検査表、引張試験等試験成績書及び防せい防食処理品質安定度試験成績書等をいう。
性能	強度性能	当該金物の試験結果に基づき決定する設計用耐力（性能認定）又は規格金物と当該金物の比較試験結果から判定する荷重変位曲線の同等性（同等認定）をいう。
	防せい防食性能	当該防せい防食処理の試験結果等に基づき決定する使用環境をいう。
	その他の性能	耐ゆるみ性能
機能		当該金物が負担する構造的役割をいう。
センター		公益財団法人日本住宅・木材技術センターをいう。
理事長		公益財団法人日本住宅・木材技術センターの理事長をいう。

（適用範囲）

第 3 条 本規程において認定の対象となる接合金物は、次の表の(い)欄に掲げる使用環境に応じた木造建築物の継手・仕口に用いる機械的接合の役割を担う部品であって、建築基準法の規定及びその他の法令並びに本規程第 8 条に規定する要件を満足する接合金物とする。

使用環境 (い)	
使用環境 1	室内のような乾燥した環境での使用
使用環境 2	直接雨に暴露されない屋外環境又は多湿な屋内環境での使用
使用環境 3	直接雨に曝される屋外環境での使用

2 本規程における認定の対象者は、認定品の製造、販売又は使用する者に適用する。

（認定）

第 4 条 認定は、理事長名で認定書（様式 1-1、1-2、1-3 又は 1-4）を交付して行う。

2 センターは、申請者から認定の申請（更新及び、変更申請を含む）があった場合には、当該申請を第 8 条に規定する認定の要件に照らし、認定の適否を決定する。

3 認定の適否の決定にあたっては、第 19 条に規定する接合金物審査委員会の意見を聞いて行うものとする。

4 センターは、第 1 項の認定書の交付に際し、申請者から認定を受けるにあたっての約定書（様式 1-5）の提出を求めるものとする。

5 センターは、認定書を交付したときは、認定の結果を公表する。

6 第 2 項の決定が認定（更新及び変更を含む）に値しないとした場合には、当該申請者に対し、認定しない旨の通知書（様式 1-6）を発行するものとする。

（認定の有効期間）

第 5 条 第 11 条の第 1 項及び第 12 条の規定に係る認定の有効期間は、原則として 3 年間とする。

2 第 13 条の第 1 項の規定に係る認定の有効期間については、接合金物認定実施要領に定めるところ

ろによる。

(認定の失効)

第6条 次のいずれかに該当する場合には、当該認定は失効する。

- (1) 認定取得者から認定品目の供給を中止する旨の届出があったとき。
- (2) 認定期間満了にともなう更新をしなかったとき。
- (3) 申請者が破産し、復権を得ないことが判明したとき。
- (4) 前各号に準じた事情が発生したとき。
- (5) 第18条の規定により認定取り消しの措置を受けたとき。

2 認定が失効した場合、センターはその旨を当事者に通知するとともにホームページ等で公表する。

(表示)

第7条 認定取得者は認定金物及びその包装に、センターが定める認定金物表示規格による表示をしなければならない。

(認定の要件)

第8条 認定の要件は、申請に係る品質・性能及び生産・供給体制の内容が次の表の(イ)欄の認定の区分に応じて、それぞれ(ロ)欄に示す内容とする。

認定の区分(イ)		認定の要件(ロ)	
		品質・性能	生産・供給体制
ア 承認		<ul style="list-style-type: none">・申請品がセンターの定める接合金物規格に適合していること。	<ul style="list-style-type: none">・申請品を安定的に生産・供給する体制が整備されていること。・申請品の流通に際し、センターの定める表示規格を満足すること。・利用者等からの苦情等に対して適切な対応措置を講じ得ること。
イ 同等認定		<ul style="list-style-type: none">・申請品と同じ機能・用途に用いる接合金物(対象金物)が接合金物規格に規定されていること。・申請品が対象金物と同等以上の品質・性能を有すること。	同上
ウ 性能認定	①強度及び防せい防食	<ul style="list-style-type: none">・申請品がその機能・用途に応じて必要とする強度性能及び防せい防食性能を有し、かつ、品質が接合金物規格と同等以上であること。	同上
	②防せい防食	<ul style="list-style-type: none">・申請品がその使用環境に応じて必要とする防せい防食性能を有し、かつ、品質が接合金物規格に規定する防せい防食と同等以上であること。	

	③その他	耐ゆるみ	・申請品が上記①に加えて、センターが別に定めるねじの耐ゆるみ性能を有していること	
--	------	------	------------------------------------------	--

2 前項の認定の要件に係る技術的基準は、接合金物規格委員会の意見を聴いてセンターが別に定めるものとする。

(規格・基準)

第9条 センターは、接合金物規格、接合金物試験法規格、接合金物の防せい防食性能同等性試験法規格、ねじの耐ゆるみ性能試験法規格及び認定金物表示規格を制定し、これを公表するものとする。

- 2 認定の規格・基準の制定又は改定は、接合金物規格委員会の意見を聞いて定めるものとする。
- 3 センターは、第1項の認定の規格・基準を改定する場合並びに他の認定規格・基準を追加する場合にはこれを公表するものとする。
- 4 認定の規格・基準は、5年ごとに見直しを行うものとする。

(申請者の要件)

第10条 本規程に係る申請者は、当該申請品を製造、販売又は使用する者とする。

- 2 第1項の申請者は、本規程に基づくセンターとの連絡調整、指示及び義務の遂行並びに需要者からの問い合わせ、苦情等への対応を適切に行う義務を負う。
- 3 国外からの申請の場合、申請者は日本国内に申請代理者を置くことができる。
- 4 第3項の申請代理者は、当該申請品を販売又は使用する者とし、本規程に基づくセンターとの連絡調整、指示及び義務の遂行並びに需要者からの問い合わせ、苦情等への対応を適切に行う義務を負う。
- 5 第1項の申請者が法人の場合、申請上の代表者は商法上の代表権を有する者とする。

(認定の新規申請)

第11条 本規程により新たな認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式2-1, 2-2, 2-3, 2-4又は2-5に定める申請書をセンターに提出するものとする。

- 2 申請者が製造業者以外の者である場合には、申請書は申請品の製造業者及びその製造工場に関する事項を含めた内容のものとする。

(更新申請)

第12条 認定取得者が、第5条の規定による認定の有効期間満了に伴い当該認定金物について、引き続き認定を受けようとする場合には、更新申請書（様式3-1, 3-2, 3-3, 3-4又は3-5）を所定の時期にセンターに提出しなければならない。

(変更の申請・届出)

第13条 認定取得者は、第5条の規定による認定の有効期間内に認定あるいは申請に係る内容に変更が生じる場合には、その内容を記載した申請書（様式4-1）又は変更届（様式4-2）を速やかにセンターに提出し、所要の措置を受けなければならない。

- 2 前項の申請書及び変更届並びにセンターの行う措置は、接合金物認定実施要領に定めるところによる。

(認定審査)

第14条 認定の申請（更新、変更を含む）があった場合、センターは事務局審査を実施する。

- 2 前項の事務局審査において適切と判断されたものについて、センターは接合金物審査委員会（以

下「審査委員会」という。)に審査を要請する。ただし、変更の申請において、その内容が、過去に審査委員会の審査を行ったものと同種で適切と判断されたものは、当該委員会の審査に代えることができる。その場合、センターの行う措置は、審査委員会に報告するものとする。

- 3 認定の審査に当たっては原則として申請品の製造工場において、製造・品質管理の実状の調査及び審査(以下、「工場審査」という。)を実地に行うものとする。

(サーベイランス)

第15条 センターは、認定期間中に申請者に対し、申請時の基準に基づく品質管理帳票の提出を求め、品質管理状況の調査(以下、「品質管理状況調査」という。)を行うものとする。

- 2 センターは、認定品に対する信頼を確保する観点から、市販されている認定品を任意に買い上げ、その品質・性能の調査(以下、「市販認定品調査」という。)を行うことができる。
- 3 認定品の製造に関して疑義のある場合には、センターは当該製造工場の実地立ち入り調査(以下、「工場立ち入り調査」という。)を行うことができる。

(警告措置)

第16条 サーベイランス等により、認定取得者が本規程に定める義務の履行をおろそかにしていることが判明した場合、センターは警告を発し、所定の措置を指示することができる。

(認定の一時停止)

第17条 サーベイランス等により、認定品について、その品質・性能が認定の要件を満足していないことが判明した場合、センターは当該認定品を一時停止することができる。

- 2 センターは、第1項により認定を一時停止するときは、その旨を当該認定を受けた者に通知し、所定の措置を指示するものとする。

(認定の取り消し)

第18条 理事長は、次のいずれかの場合には、審査委員会の意見を聴いて、該当する認定を取り消すことができる。

- (1) 認定品について、その品質・性能が認定の要件を満足することが困難であると判断されたとき又は法律に違反していることが明らかとなったときには、当該認定品の認定。
- (2) 第16条の規定による警告措置又は第17条の規定による認定の一時停止を受けた場合の対応が著しく不誠実、かつ、悪質と見なされたときには、当該認定取得者に関わる認定。
- 2 理事長は、第1項の規定に基づき認定を取り消そうとする場合には、あらかじめ、当該認定取得者に対しその旨を通知するとともに、意見の陳述又は説明資料の提出の機会を与えるものとする。ただし、通知の日から1ヶ月を経過しても、意見の陳述又は説明資料の提出がない場合には、その機会を放棄したものと見なす。
- 3 理事長は、認定を取り消したときは、これをホームページ等で公表する。
- 4 理事長は、第1項の規定に基づき認定の取り消しを受けた者が、当該認定品の認定について新たに認定の申請をする場合、認定の取り消しを受けた日から起算して3年間は、当該申請書を受理しないものとする。

(委員会)

第19条 センターは、規程類・規格・基準の制定又は改正の審議を行うための接合金物規格委員会並びに申請品に関する認定の審査を行うための審査委員会を設置するものとする。

- 2 前項の委員会は、センターから審議又は審査の要請があったときは、それを行い、その結果をセンターに報告するものとする。

- 3 接合金物規格委員会の委員は、中立的な立場の学識経験者、需要者及び製造者の中から、また、審査委員会の委員は、中立的な立場にある学識経験者の中から、それぞれ理事長が委嘱するものとする。
- 4 理事長は、前項による常任の委員のほかに、専門的事項を審議するため必要となる学識経験を専門委員として、期間を限定して委嘱することができる。
- 5 審査委員の委嘱にあたり、理事長は、別に定める委員誓約書の提出を求めるものとする。

(不適合品流通等の状況の公表)

第20条 センターは、本規程による認定の要件を満足しない認定品が製造され又は流通されているなどで認定事業の推進に支障が生じると判断したときは、その状況を公表することができる。

(強度データの公表)

第21条 センターは、性能認定金物の耐力、剛性等の強度データを取りまとめ、別途、データベースとして公表するものとする。

- 2 認定を受けた者は、前項の公表を拒むことはできないものとする。

(秘密保持義務)

第22条 第19条の委員会の委員及び公益財団法人日本住宅・木材技術センターの役職員であった者は、本規程に基づく認定の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(苦情処理)

第23条 センターは、認定品及びその認定に関する異議申し立て、苦情及び紛争について、必要な処理を行うものとする。

(資料の提出及び調査)

第24条 センターは、認定品の品質・性能、生産・流通等の状況及び第16条及び第17条の措置方法等に関して、必要に応じて資料の提出を求めることができる。

- 2 センターは、認定品の品質・性能、生産等の状況を把握するため、必要に応じ製造工場、使用現場等での調査を行うことができるものとする。
- 3 本規程により認定取得者は、第1項及び第2項の規定に基づきセンターの行う資料の提出要請又は調査に応じなければならない。

(雑則)

第25条 センターは、本規程に基づく業務推進に必要な要領等必要な事項について、別に定めるものとする。

(付則) (平成14年7月1日改定)

- 1 この規程は、平成14年7月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の前に旧規程に基づく承認又は認定の受付が行われたものであって、この規程の施行後においても認定が終了していないものにあつては、この規程の施行後においても旧規程による認定が行えるものとする。
- 3 この規程の施行の際、現に木造住宅用接合金物承認規程(昭和59年9月3日制定)又は木造住宅用接合金物同等認定規定(昭和59年9月3日制定)に基づき承認又は同等認定を受け

ている場合には、その承認又は同等認定の有効期間中はこの規程により承認又は認定されているものと見なし、この規程を準用する。

(付則) (平成 15 年 6 月 1 日改定)

- 1 この規程は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の前に旧規程に基づく承認又は認定の受付が行われたものであって、この規程の施行後においても認定が終了していないものにあつては、この規程の施行後においては旧規程による認定が行えるものとする。
- 3 この規程の施行の際、現に木造住宅用接合金物承認規程（昭和 59 年 9 月 3 日制定）、木造住宅用接合金物同等認定規定（昭和 59 年 9 月 3 日制定）又は木造建築物用接合金物認定規程（平成 13 年 4 月 1 日制定、及び平成 14 年 7 月 1 日改正）に基づき承認又は認定を受けている場合には、その承認又は認定の有効期間中はこの規程により認定されているものと見なし、この規程を準用する。

(付則) (平成 20 年 4 月 1 日改定)

- 1 この規程は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

(付則) (平成 24 年 4 月 1 日改定)

- 1 この規程は、公布日から起算して 1 年以内に施行する。

(付則) (平成 24 年 9 月 21 日改定)

- 1 この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

(付則) (平成 27 年 4 月 1 日改定)

- 1 この規程のボルト類及びナット類は、公布日から起算して 1 年以内まで従前の規程で施行することができる。

制定	平成 13 年	4 月	1 日	住木技発 13 第 69 号
改定	平成 14 年	7 月	1 日	住木技発 14 第 141 号
改定	平成 15 年	6 月	1 日	住木技発 15 第 126 号
改定	平成 20 年	4 月	1 日	住木技発 20 第 183 号
改定	平成 24 年	4 月	1 日	住木認発 24 第 37 号
改定	平成 24 年	9 月	21 日	住木認発 24 第 106 号
改定	平成 27 年	4 月	1 日	住木認発 27 第 42 号
改定	平成 28 年	6 月	21 日	住木認発 28 第 86 号
改定	平成 28 年	8 月	22 日	住木認発 28 第 119 号
改定	平成 28 年	11 月	11 日	住木認発 28 第 152 号